

## 令和元年台風 15 号被災地での支援活動のためのボランティア保険 の取扱いについて

港区では、令和元年台風 15 号の被災地で支援活動を行う区民への援助を実施します。

港区社会福祉協議会のボランティア・地域活動支援係（みなとボランティアセンター）の窓口で加入手続きを行うボランティア保険の保険料について、下記のとおり取扱います。

### 記

1. 対象  
令和元年台風 15 号被災地でのボランティア活動を行う区民
2. 期間  
令和元年 9 月 9 日から当面の間
3. 手続き
  - (1) 令和元年 9 月 19 日以後のボランティア保険加入者  
港区社会福祉協議会の窓口へ直接お越しいただき、ボランティア保険の加入申込票に記載をお願いします。
  - (2) 令和元年 9 月 9 日から 18 日までのボランティア保険加入者  
すでに加入された方には、港区から通知が届きますので、お手数をおかけいたしますが、直接、港区へご請求をお願いいたします。
4. その他  
通常、ボランティア保険は窓口受付した翌日（午前 0 時）から有効となりますが、今回の令和元年台風 15 号による被害（災害救助法適用地域又は災害ボランティアセンターの設置された被害地域）に関するボランティア保険については、特例として、保険料入金（区民以外）を確認の上、窓口にて申込みを受け付けた時点から保険は有効となります。保険終期は当該年度の 3 月 31 日です。

### 【お問い合わせ】

港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係  
電話 6230-0284